

湖南省広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱(平成17年湖南省告示第67号)に定めるもののほか、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、地域の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

2 この基準に定める屋外広告とは、滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)に定める許可を要するものをいう。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (4) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業等の利潤を目的とした投資・投機の斡旋、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (5) たばこ販売業
- (6) ギャンブルに係るもの（宝くじや公営の競輪・競馬・競艇は除く）
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (9) 債権取立て、示談引受け等をうたった事業者
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの

- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) 湖南省建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けている事業者
- (17) その他市有財産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認めるもの

(掲載基準)

第6条 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するものの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
 - コ その他法令等に違反するもの
- (2) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認する恐れがあるもの等、消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）の禁止（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令に違反しているもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、地域の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 融光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 水着姿及び裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(市のホームページに関する基準)

第9条 市のホームページへの広告掲載に関しては、ホームページに掲載する内容だけでなく、当該広告(バナー広告等)がリンクしている内容についても、この基準を適用する。

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第10条 掲載する広告の表示内容については、次のことに留意するものとする。

- (1) 人材募集広告

- ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。
 - イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

一か月で確実にマスターできる等の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

(3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率等実績を含む場合は、実績年も併せて表示する。なお、この実績は事実や客観的な根拠に基づかなければならない。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確にする。

(5) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等、資格取得には必要な事項を表示する。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所、助産所

ア 広告できる事項は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 6 条の 5 及び 6 条の 7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。

イ バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法の規制がかかる広告にはあたらないため、前号の規定は適用しない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 7 条又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)第 24 条の規定の範囲で表示すること。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（エステティック、カイロプラクティック、整体等）の広告掲載はできないため、業務内容の確認は必ず行う。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 66 条から第 68 条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

ウ 広告を掲載する事業者が、事業所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- ア 健康増進法(平成14年法律第103号)第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
 - イ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。
 - ウ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
 - エ 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課で広告内容についての了解を得ること。
- (10) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
- ア サービス全般(老人保健施設を除く。)
 - (ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - (イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - (ロ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
例：湖南市事業受託事業者 等
 - イ 有料老人ホーム
 - アに規定するもののほか、
 - (ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針による別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - (ロ) 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。
 - ウ 有料老人ホーム等の紹介業
 - (ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - (ロ) その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。
 - エ 介護老人保健施設
 - (ア) 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。
- (11) 墓地等
- 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
- (12) 不動産事業
- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許認可免許証番号等を明記する。
 - イ 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。
 - ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。
 - エ 契約を急がせる表示は掲載しない。
例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」 等

- (13) 弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等
 - ア 揭載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容でないこと。
- (14) 旅行業
 - ア 広告主の旅行業者又は旅行業者代理店は、登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。
 - イ その他広告表示について旅行業法(昭和27年法律第239号)第12の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。
- (15) 通信販売業
 - ア 特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定に反しないこと。
 - イ 会社の概要、商品カタログなどを検討し、妥当と判断したものに限り掲載できる。
- (16) 雑誌・週刊誌等
 - ア 社会秩序を乱すような内容ではなく、適正な品位を保った広告であること。
 - イ 虚偽又は表現が不正確で誤認される恐れがない内容であること。
 - ウ プライバシーの侵害、信用失墜及び業務妨害のおそれのない内容であること。
 - エ 有害図書と認められないもの。
- (17) 映画・興業等
 - ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
 - イ 性に関する表現で、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
 - ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
 - エ 内容を極端にゆがめ、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
 - オ ショッキングなデザインは使用しない。
 - カ その他青少年に悪影響を与える恐れのあるものは掲載しない。
 - キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- (18) 古物商・リサイクルショップ等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
- (19) 結婚相談所・交際紹介業
 - ア 業界団体に加盟していること。
 - イ 揭載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
- (20) 調査会社・探偵事務所等
 - 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
- (21) 労働組合等
 - 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
- (22) 募金

- ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄付金募集に限る。
- イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明記する。

(23) 質屋・チケット等再販売業

- ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
- イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(24) その他、表示について注意を要するもの

- ア 割引価格の表示の表示については、「メーカー希望小売価格の20%引き」等根拠を明確に表示すること。
- イ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認をすること。
- ウ 無料で参加又は体験できるもので、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。
- エ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に電話番号は固定電話とし、携帯電話、PHSのみの表示は不可とする。

(掲載基準の適用)

第11条 前条に定める掲載基準については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削減等を行うことにより、広告を掲載することができると認められるときは、広告主に修正、削減等を求ることとする。

付 則

この基準は、平成22年7月1日から施行する。